

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則

○福島県農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則

規 則

福島県農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則をここに公布する。

令和元年七月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七号

福島県農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則

（農業用ため池の届出等）

第一条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式による届出書を提出して行わなければならない。

一 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号。以下「法」という。）第四条第一項及び法附則第二条第一項の規定による届出 農業用ため池の届出書（様式第一号）

二 法第四条第二項及び法附則第二条第二項の規定による変更の届出 農業用ため池の変更届出書（様式第二号）

三 法第四条第二項の規定による廃止の届出 農業用ため池の廃止届出書（様式第三号）

2 次の各号に掲げる催告及び通知は、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 法附則第二条第三項の規定による未届出農業用ため池の所有者等に対する届出の催告 未届出農業用ため池所有者等に対する届出催告書（様式第四号）

二 法附則第二条第四項の規定による未届出農業用ため池がある旨の市町村長からの通知 未届出農業用ため池に関する通知書（様式第五号）

（催告）

第二条 法第六条の規定による農業用ため池の適正な管理に関する催告は、農業用ため池の適正な管理に関する催告書（様式第六号）により行うものとする。

（特定農業用ため池の指定等）

第三条 次の各号に掲げる意見聴取、意見及び申出は、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 法第七条第二項の規定による特定農業用ため池の指定に関する市町村長への意見聴取 特定農業用ため池の指定に関する意見聴取書（様式第七号）

二 法第七条第二項の規定による特定農業用ため池の指定に対する市町村長からの意見 特定農業用ため池の指定に対する意見書（様式第七号の二）

三 法第七条第四項の規定による指定の申出 指定申出書（様式第八号）

四 法第七条第五項において準用する同条第一項の規定による特定農業用ため池の指定解除に関する市町村長からの意見聴取 特定農業用ため池の指定解除に関する意見聴取書（様式第九号）

五 法第七条第五項において準用する同条第二項の規定による特定農業用ため池の指定解除に対する市町村長からの意見 特定農業用ため池の指定解除に対する意見書（様式第九号の二）

（行為の制限）

第四条 法第八条第一項の規定による申請及び同条第三項の規定による協議は、特定農業用ため池における行為許可申請（協議）書（様式第十号）を提出して行わなければならない。

2 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 法第八条第一項の規定による申請に対する許可 行為許可通知書（様式第十一号）

二 法第八条第二項の規定による申請に対する不許可 行為不許可通知書（様式第十二号）

（防災工事の施行）

第五条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式による届出書を提出して行わなければならない。

一 法第九条第一項の規定による特定農業用ため池の防災工事計画の届出 特定農業用ため池の防災工事計画届出書（様式第十三号）

二 法第九条第三項の規定による既施行の特定農業用ため池の防災工事計画の届出 既施行の特定農業用ため池の防災工事計画届出書（様式第十三号の二）

2 法第九条第二項の規定による防災工事計画の変更に関する命令は、防災工事計画の変更に関する命令書（様式第十四号）により行うものとする。

（防災工事の施行に関する命令）

第六条 次の各号に掲げる命令は、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 法第十条第一項の規定による催告の防災工事の施行に関する命令 防災工事計画の施行に関する命令書（様式第十五号）

二 法第十条第二項の規定による防災工事計画の遵守に関する命令 防災工事計画の遵守に関する命令書（様式第十六号）

(代執行)

第七条 次の各号に掲げる通知及び命令は、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 法第十一条第一項の規定による防災工事の代執行に関する通知 防災工事に関する代執行令書(様式第十七号)

二 法第十一条第二項の規定による防災工事の代執行に要する費用の納付命令 代執行費用に関する納付命令書(様式第十八号)

(裁定の申請等)

第八条 次の各号に掲げる申請及び申出は、当該各号に定める様式による申請書及び申出書を提出して行わなければならない。

一 法第十三条第一項の規定による施設管理権の裁定申請 施設管理権の設定に関する裁定申請書(様式第十九号)

二 法第十三条第二項の規定による所有者等からの施設管理権の裁定申請をすべき申出 施設管理権の設定に関する申出書(様式第二十号)

三 法第十四条第一項第四号の規定による特定農業用ため池所有者からの裁定申請の公告(通知)に対する異議申出 裁定の申請に対する異議申出書(様式第二十一号)

2 次の各号に掲げる通知及び命令は、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 法第十四条第一項の規定による市町村長からの施設管理権の裁定申請に関する通知 裁定の申請に関する通知書(様式第二十二号)

二 法第十六条第一項の規定による市町村長からの施設管理権の設定に関する裁定通知 施設管理権の設定に関する裁定通知書(様式第二十三号)

三 法第十六条第三項の規定による市町村長からの特定農業用ため池の管理に要する費用の納付命令 管理費用に関する納付命令書(様式第二十四号)

(施設管理権の存続期間の延長)

第九条 次の各号に掲げる申請及び申出は、当該各号に定める様式による申請書及び申出書を提出して行わなければならない。

一 法第十七条第一項の規定による施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請 存続期間延長に関する裁定申請書(様式第二十五号)

二 法第十七条第二項の規定による所有者等からの施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の申出 存続期間延長に関する申出書(様式第二十六号)

三 法第十七条第二項の規定による所有者等からの施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請に対する異議申出 存続期間延長に関する異議申出書(様式第二十七号)

2 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 法第十七条第二項の規定による市町村長からの施設管理権の存続期間延長の裁定申請に関する通知 存続期間延長裁定の申請に関する通知書(様式第二十八号)

二 法第十七条第四項の規定による市町村長からの施設管理権の存続期間延長に関する裁定の通知 存続期間延長に関する裁定通知書(様式第二十九号)

(立入調査)

第十条 法第十八条第三項の規定による立入調査の事前通知は、立入通知書(様式第三

十号)により行うものとする。

2 法第十八条第四項の規定による証明書は次のとおりとする。

一 法第十八条第四項の規定による立入調査する職員の身分証明書 身分証明書(様式第三十一号)

二 法第十八条第四項の規定による立入調査する委任された者の身分証明書 身分証明書(様式第三十二号)

(届出書等の提出部数及び経由)

第十一条 法の定めるところにより知事に提出する届出書等(以下単に「届出書等」という。)の部数は、原則正二部とする。ただし、次の各号に定める届出書、申請書及び協議書は、正副二部提出しなければならない。

一 第一条第一項の各号及び第五条第一項の各号に掲げる届出書

二 第四条第一項の規定による申請(協議)書

3 届出書等は、所轄の福島県農林事務所の長を経由しなければならない。

届出書等(国、地方公共団体又は土地改良区を除く。)は、所轄する市町村の長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第1条関係)

農業用ため池の届出書

年 月 日

福島県知事

届出者氏名(法人・団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第1項／附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな ため池の名称					
ため池の所在地					
所有者	氏名(名称)				
	住所				
	代表者 (法人の場合)				
	共有者				
管理者	氏名(名称)	他名			
	住所				
	代表者 (法人又は団体の場合)				
	共有者				
	管理の内容				
	管理の権原の種類	委任・賃借・共同(入会)・その他(事務管理など)			
堤高(m)		堤頂長(m)		総貯水量(m ³)	

[添付資料]

- (1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人の場合)
- (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)
- (3) その他参考となるべき書類

備考

- 1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第1項は、既存農業用ため池の所有者等が知事へ届出を行う場合。
- 2 管理の権原の種類は該当する項目を○で囲むこと。
- 3 管理者は、所有権以外の権原に基づいて管理を行う者である。
- 4 [添付資料] (3)「その他参考となるべき書類」には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - ① 当該農業用ため池の位置が分かる資料
 - ② 当該農業用ため池の敷地である土地の登記事項証明書の写し
 - ③ 当該農業用ため池の総貯水量、堤高、堤頂長が記載された既存の資料(過去の改修事業等において、これら諸元情報が記載された概要表などを含む。)があれば、その写し
 - ④ 届出に当たり、当該農業用ため池の総貯水量、堤高、堤頂長を新たに算定した場合は、その求め方の分かる書類の写し
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第2号（第1条関係）

農業用ため池の変更届出書

年 月 日

福島県知事

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所



電話番号

農業用ため池に関する届出事項に変更が生じたので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項（附則第2条第2項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 変更の年月日
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

備考

- 1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第2項は、既存農業用ため池の所有者等が知事へ届出を行う場合。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第3号（第1条関係）

農業用ため池の廃止届出書

年 月 日

福島県知事

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

印

電話番号

農業用ため池を廃止したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の内容
- 5 廃止後のため池、敷地の利用計画

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第4号（第1条関係）

未届出農業用ため池所有者等に対する届出催告書

番 号
年 月 日

様

（農業用ため池の所有者又は管理者の氏名）

福島県知事 印

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第1項の規定による届出がされていないので、同条第3項の規定により催告する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 届出の様式
（添付の届出書による）
- 4 届出の期限

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第5号（第1条関係）

未届出農業用ため池に関する通知書

番 号
年 月 日

福島県知事

市町村長 印

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第1項の規定による届出がされていないと認められるので、同条第4項の規定により通知する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 その他必要な事項

備考

- 1 その他必要な事項の欄には、市町村が把握している当該農業用ため池の所有者等の情報を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第6号（第2条関係）

農業用ため池の適正な管理に関する勧告書

番 号
年 月 日様
(農業用ため池の所有者又は管理者の氏名)

福島県知事 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第6条の規定に基づき、下記のとおり農業用ため池の管理上必要な措置を講ずるよう勧告する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 勧告の内容
- 4 勧告の理由

備考

- 1 (当該農業用ため池が特定農業用ため池に指定されている場合記載する。) 正当な理由なく本勧告に係る防災工事を施行しないときは、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第10条第1項の規定により防災工事の施行を命ずることがある。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第8号（第3条関係）

指定申出書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名



下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項に規定する要件に該当し、特定農業用ため池として指定する必要があると思料しますので、同条第4項の規定により申し出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第9号（第3条関係）

特定農業用ため池の指定解除に関する意見聴取書

番 号
年 月 日

市町村長 様

福島県知事 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第5項で準用する同条第1項の規定に基づき、下記の特定農業用ため池の特定を解除することについて、同条第2項の規定により貴市（町村）の意見を聴取する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 解除の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第9号の2号（第3条関係）

特定農業用ため池の指定解除に対する意見書

番 号
年 月 日

福島県知事

市町村長 印

年 月 日付けで農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第5項で準用する同条第2項の規定に基づく、特定農業用ため池の指定解除についての意見は、下記のとおりである。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 意見

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第10号（第4条関係）

特定農業用ため池における行為 許可申請 書
協 議

年 月 日

福島県知事

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

印

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条 第1項 第3項 の規定に基づき、下記の行為について
許可を申請 します。
協 議

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 行為の内容及び施行方法
- 4 行為の着手予定年月日
- 5 行為の完了予定年月日
- 6 その他必要な事項

備考

- 1 許可申請 第1項 許可を申請 協 議 第3項 協 議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 行為の計画については、行為の内容の記述の末尾に、「（計画の詳細は、別様の計画書及び計画図等による）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を添付すること。
- 3 その他必要な事項の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第11号（第4条関係）

行為許可通知書

番 号
年 月 日様
(申請者氏名)

福島県知事 印

年 月 日付けで申請のあった下記の特定農業用ため池における行為について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第1項の規定に基づき、申請のとおり（下記の条件を付して）許可する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地

(条件を付す場合)

- 3 許可に付した条件

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第12号（第4条関係）

行為不許可通知書

番 号
年 月 日様
(申請者氏名)

福島県知事 印

年 月 日付けで農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第1項の規定による許可申請のあった下記の特定農業用ため池における行為について、当該特定農業用ため池の保全上支障があると認められるので、不許可とする。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 不許可の理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第13号（第5条関係）

特定農業用ため池の防災工事計画届出書

年 月 日

福島県知事

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所



電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第1項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類
＜ 老朽化対策 ・ 豪雨対策 ・ 耐震化対策 ・ 廃止 ・ その他 ＞
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着手予定年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

備考

- 1 防災工事の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 防災工事の内容及び施行方法については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別様の計画説明書及び計画図面等による)」と記載し、それぞれ必要な計画説明書及び図面等を別様とすること。
- 3 その他必要な事項の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 本届出書は、防災工事に着手する日の30日前までに届け出ること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第13号の2 (第5条関係)

既施行の特定農業用ため池の防災工事計画届出書

年 月 日

福島県知事

届出者氏名(法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

印

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第3項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類
＜老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他＞
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着手予定年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

備考

- 1 防災工事の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 防災工事の内容及び施行方法については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別様の計画説明書及び計画図面等による)」と記載し、それぞれ必要な計画説明書及び図面等を別様とすること。
- 3 その他必要な事項の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 本届出書は、当該農業用ため池が特定農業用ため池に指定された日から30日以内に届け出ること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第14号（第5条関係）

防災工事計画の変更に関する命令書

番 号
年 月 日様
(所有者等の氏名)

福島県知事 印

年 月 日に届出のあった防災工事計画書について、特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないと思われるので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり防災工事計画の変更を命ずる。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 変更すべき防災工事の内容
- 4 命令の理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第15号（第6条関係）

防災工事計画の施行に関する命令書

番 号
年 月 日様
(所有者等の氏名)福島県知事 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり防災工事計画の施行を命ずる。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 施行すべき防災工事の内容
- 4 命令の理由
- 5 履行期間

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

- 1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項第1号に該当すると認められるときは、同項の規定により防災工事の全部又は一部を知事が自ら施行することがある。また、同条第2項の規定により当該防災工事に要した費用を徴収することがある。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第16号（第6条関係）

防災工事計画の遵守に関する命令書

番 号
年 月 日様
(所有者等の氏名)

福島県知事 印

年 月 日に提出のあった防災工事計画書について、当該計画に従って防災工事を施行していないと認められるので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり当該計画に従って防災工事を施行するよう命ずる。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 命令の理由
- 4 履行期間

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

- 1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項第1号に該当すると認められるときは、同項の規定により防災工事の全部又は一部を知事が自ら施行することがある。また、同条第2項の規定により当該防災工事に要した費用を徴収することがある。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第17号（第7条関係）

防災工事に関する代執行令書

番 号
年 月 日様
(所有者等の氏名)

福島県知事 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項の規定に基づき、下記の特定農業用ため池の防災工事について代執行を実施することとしたので通知する。

(所有者等から費用を徴収する場合)

なお、代執行に要した費用については、同法第11条第2項の規定に基づき、あなたから徴収する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 代執行を実施する理由
＜法律第11条第1項 第1号・第2号・第3号に該当＞
- 4 代執行を実施する期間
- 5 代執行を実施するために派遣する執行責任者の氏名
- 6 代執行を実施するために必要な費用の概算見積額

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

- 1 代執行を実施する理由は、該当する号を○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第18号（第7条関係）

代執行費用に関する納付命令書

番 号
年 月 日

様
(所有者等の氏名)

福島県知事 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり特定農業用ため池の防災工事に要した費用を徴収する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の防災工事の内容
- 4 納付額（※算定基礎を明示すること）
- 5 納付方法
- 6 納付期限

様式第19号（第8条関係）

施設管理権の設定に関する裁定申請書

番 号
年 月 日

福島県知事

市町村長 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第13条第1項の規定により、下記のとおり裁定を申請する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の管理及び保全の現況
- 4 その他参考となるべき事項
 - (1) 検索の実施状況
 - (2) 市町村に特定農業用ため池の施設管理権を設定することが必要かつ適当と認める理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第20号（第8条関係）

施設管理権の設定に関する申出書

年 月 日

市町村長 様

住所

氏名



下記の特定農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第13条第2項の規定により、施設管理権の設定に関し同条第1項の規定により申請すべき旨を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第21号（第8条関係）

裁定の申請に対する異議申出書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名



年 月 日付けで公告（通知）のあった 市長（町村長）による申請について、
下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池の管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

[添付資料]

申出者の所有権を証する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第22号（第8条関係）

裁定の申請に関する通知書

番 号
年 月 日様
(確知されている所有者の氏名)

福島県知事 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第13条第1項の規定による申請が 市長(町村長)よりあったため、同法第14条第1項の規定により通知する。

記

1 この通知は、次の特定農業用ため池について、所有者（数人の共有に属する場合にあっては、二分の一を超える持分を有する者）を確知することができず、市町村長に施設管理権を設定することについて 年 月 日付けで裁定の申請があったことから行うものである。

(1) 特定農業用ため池の名称

(2) 特定農業用ため池の所在地

2 あなたは、 年 月 日（この公告の日から起算して6月以内）までに、あなたによる特定農業用ため池の管理の状況、申出の趣旨及びその理由その他参考となるべき事項を記載した意見書に自らが所有者であることを証する書面を添えて、異議を申し出ることができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第23号（第8条関係）

施設管理権の設定に関する裁定通知書

番 号
年 月 日

市町村長 様

福島県知事 印

（施設管理権を設定すべき旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の設定については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり裁定したので、同法第16条第1項の規定により通知する。

（申請を棄却する旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の設定については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第15条第1項の規定に基づき、申請を棄却したので通知する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 裁定の理由

（施設管理権を設定すべき旨の裁定をした場合）

- 4 施設管理権の始期
- 5 施設管理権の存続期間
- 6 施設管理権に基づいて行う措置の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第 24 号（第 8 条関係）

管理費用に関する納付命令書

番 号
年 月 日様
(所有者の氏名)市町村長 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 16 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり特定農業用ため池の管理に要する費用を徴収する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の管理の内容
- 4 納付額（※算定基礎を明示すること）
- 5 納付方法
- 6 納付期限

備考

- 1 存続期間を延長した施設管理権に係る管理費用の納付命令を行う場合は、上記の記載中第 16 条第 3 項を第 17 条第 4 項で準用する第 16 条第 3 項に変えて記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長にして使用すること。

様式第25号（第9条関係）

存続期間延長に関する裁定申請書

番 号
年 月 日

福島県知事

市町村長 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり裁定を申請する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の施設管理権の存続期間を延長することが必要かつ適当と認める理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第26号（第9条関係）

存続期間延長に関する申出書

年 月 日

市町村長 様

住所

氏名



下記の特定農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第17条第2項において準用する第13条第2項の規定により、施設管理権の設定に関し同法第17条第1項の規定による申請をすべき旨を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第27号（第9条関係）

存続期間延長に関する異議申出書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名



年 月 日付けで公告（通知）のあった 市長（町村長）による申請について、
下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池の管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

[添付資料]

申出者の所有権を証する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第28号（第9条関係）

存続期間延長裁定の申請に関する通知書

番 号
年 月 日様
(確知されている所有者の氏名)

福島県知事 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第17条第1項の規定による申請が 市長(町村長)よりあったため、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により通知する。

記

1 この通知は、次の特定農業用ため池について、所有者（数人の共有に属する場合にあっては、二分の一を超える持分を有する者）を確知することができず、 市長（町村長）に設定している施設管理権の存続期間を延長することについて 年 月 日付けで裁定の申請があったことから行うものである。

(1) 特定農業用ため池の名称

(2) 特定農業用ため池の所在地

2 あなたは、 年 月 日（この公告の日から起算して3月以内）までに、あなたによる特定農業用ため池の管理の状況、申出の趣旨及びその理由その他参考となるべき事項を記載した申出書に自らが所有者であることを証する書面を添えて、異議を申し出ることができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第29号（第9条関係）

存続期間延長に関する裁定通知書

番 号
年 月 日

市町村長 様

福島県知事 印

（施設管理権の存続期間を延長すべき旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり裁定したので、同条第4項において準用する同法第16条第1項の規定により通知する。

（申請を棄却する旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第17条第3項の規定に基づき、申請を棄却したので通知する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 裁定の理由

（施設管理権を設定すべき旨の裁定をした場合）

- 4 施設管理権の存続期間を延長する期間

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第30号（第10条関係）

立入通知書

番 号
年 月 日

様
(占有者氏名)

福島県知事 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第2項の規定に基づき、下記の土地について立入調査（測量）を行うので、同条第3項の規定により通知する。

記

- 1 立ち入ろうとする土地の所在地
- 2 調査（測量）の日時
- 3 調査（測量）担当者
- 4 調査（測量）内容
- 5 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして使用すること。

様式第31号(第10条関係)

(表面)

←----- 90ミリメートル ----->

第 号	身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> 上半身 前向写真 </div>	所 属 : 氏 名 : 上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をする職員であることを証する。 有 効 期 限 : 年 月 日 ~ 年 月 日 発 行 年 月 日 : 年 月 日 発 行 者 :	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto;"> 印 </div>

←----- 55ミリメートル ----->

(裏面)

農業用ため池の管理及び保全に関する法律抜粋
(報告徴収及び立入調査)

第18条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第7条第1項の規定による指定その他の処分するため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第1項又は第2項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第2項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

7 都道府県は、第2項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(農地管理課)